電気料金メニュー定義書

【シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）】

TG オクトパスエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0793

2026 年 11 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 3
4　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
5　契約電流および契約容量 4
6　電気料金 5
7　適用期間 6
8　契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更 7
9　シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書の変更および廃止 7
10　単位および端数処理 7
11　シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の特徴 8
付則 9
1　当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて 9
別表 10
1　契約容量の計算方法 10

電気料金メニュー定義書【シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア)】（以下「シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書に定める基本料金、および電力量料金における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1 実施期日

シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書は、2026年11月1日より実施します。

2 定義

次の言葉は、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、別段の定めがない限り、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

3 適用条件

シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア)」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。または、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなします。契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③　動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5　契約電流および契約容量

契約電流については、以下(1)および(2)、契約容量については、以下(3)および(4)のとおり定めます。

(1)　契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。

①　他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。

②　引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。

③　当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約か

ら、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）に切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

（2） 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

（3） 契約容量は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の計算方法）により計算された値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。

③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）に切り替える場合は、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

（4） 契約容量が、(3)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6 電気料金

（1） 基本料金

基本料金は、1 か月につき以下のとおりとします。

「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」

（「当月 1 か月の使用期間の日数」は実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款 14(電気の使用期間)で定める使用期間の日数です。）

ただし、1か月まったく電気を使用しない月の基本料金は、「使用期間1日あたりの金額」×「当月1か月の使用期間の日数」の金額から半額とします。

使用期間1日あたりの金額	0円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。

1キロワット時につき	43.53円

(3) 電気料金の合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金、電力量料金および電気需給約款で定める再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、付帯メニューや割引等が適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、0円とします。

(4) 友達紹介割

電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金を割引します。割引の詳細は別途電気需給約款の付則に記載します。

7 適用期間

(1) シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。電気需給約款27（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、原則として当社が変更を承諾した直前の電気の計量日または検針日とします。ただし、お申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要する場合等で、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日または検針日となることがあります。

(2) シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の適用終了日は、(1)に定める適用開始日から1年目の日が属する月の計量日の前日または検針日の前日とします。

(3) シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の適用期間は、(1)

に定める適用開始日から(2)に定める適用終了日までとします。シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の適用期間終了後、(2)に定める適用終了日の翌日からグリーンオクトパス 2026-10（北海道電力エリア）を適用します。

（4） (3)に定めるグリーンオクトパス 2026-10（北海道電力エリア）の適用にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。

8 契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更

（1） 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく基本料金を、お客さまが希望した日から電気料金の計算に適用します。

（2） お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から 1 年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

（3） 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書の変更および廃止

（1） 当社は、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

（2） 当社は、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（3） シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 単位および端数処理

シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書において

電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

（1） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

（2） 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

11 シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の特徴

（1） シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を100%利用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。

（2） 本メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-simple）をご確認ください。実績値は、前年度の実績確定後、前述の当社ホームページでお知らせいたします。

（3） 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、法令の制定または 改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で、当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

付則

1　当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて

（1）　当社の他の電気料金メニューからシンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）にメニュー変更する際に、当社の他の電気料金メニューの新規申込をされたお客さまを対象として実施した割引（以下、「新規申込割」といいます。）の残額（以下「他メニューの新規申込割の残額」といいます。）が存在する場合、他メニューの新規申込割の残額を継続して電気料金の割引に利用できるものとします。他メニューの新規申込割の割引金額（税込）全額が割り引かれ、他メニューの新規申込割の残額がなくなるまで、割引を行います。他メニューの新規申込割の適用条件、割引内容、割引期間の詳細は、対象の電気料金メニュー定義書をご確認ください。

（2）　電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）や 30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となり、電気需給契約の解約日（または終了日）直前の計量日または検針日から解約日（または終了日）の前日までの使用期間にもとづく電気料金（以下、「解約直前の電気料金」といいます。）から他メニューの新規申込割の残額を割り引いた後もさらに他メニューの新規申込割の残額が残る場合、その残額は解約直前の電気料金の請求日時点で消滅します。

（3）　当社は、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書 9（シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書の変更および廃止）にもとづき、シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書を廃止する場合があります。シンプルオクトパス 2026-11（北海道電力エリア）の定義書を廃止する場合で、廃止時点でお客さまの他メニューの新規申込割の残額が残っている場合、他メニューの新規申込割の残額の取り扱いについて当社ホームページに掲載します。

別表

1　契約容量の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量は、次により計算します。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
× 電圧(ﾎﾞﾙﾄ)
× （1 ÷ 1,000）

なお、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

（2）　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
× 電圧(ﾎﾞﾙﾄ)
× 1.732
× （1 ÷ 1,000）